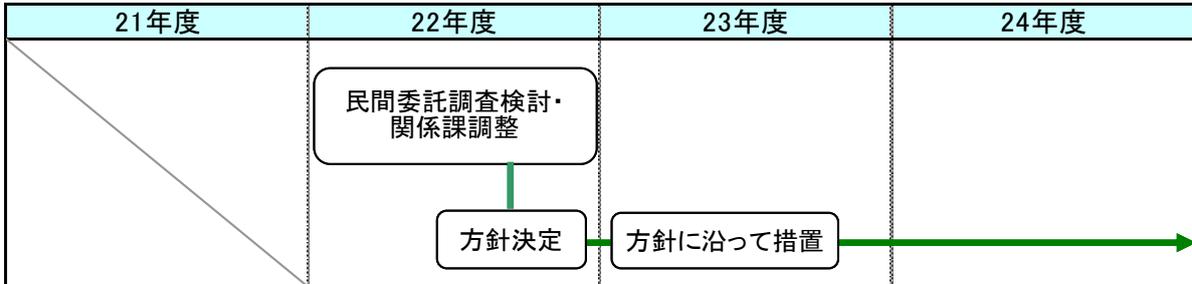


民間委託可能業務及び公共施設の管理運営の方向性について

I 民間委託可能業務の方向性について

1 税滞納者催告業務【納税課・健康保険課】

【取組工程表】

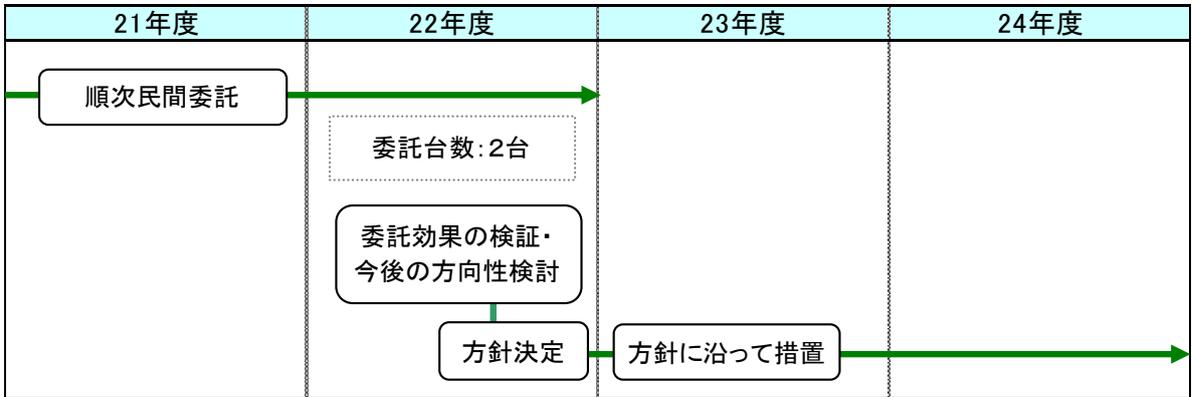


【進捗状況】

玉山総合事務所に盛岡市納税推進センターを設置し、運営を民間委託することとした。平成 23 年 10 月 3 日から業務を開始した。

2 家庭系可燃ごみ収集業務【資源循環推進課】

【取組工程表】



【進捗状況】

平成 22 年度に決定した方針に基づき、平成 23 年度は2台の委託を実施した。
また、委託効果について、東日本大震災の経験も踏まえた多面的な検証を実施し、平成 24 年度は、2 台の委託を実施することとした。

3 ごみ焼却業務【クリーンセンター】

【取組工程表】

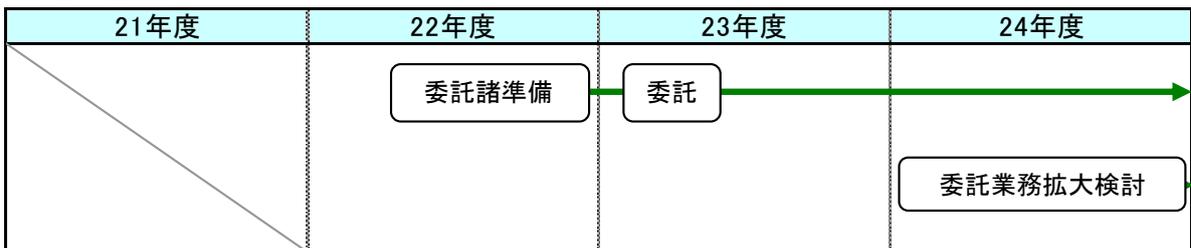


【進捗状況】

平成 22 年度から当直班の一部を委託した。運転管理に係る研修を定期的に行い技術の伝承に努めており、引き続き安定燃焼確保のため年間を通し細かな情報提供に努める。今後、委託効果の検証を行ない、委託拡大の時期や運転管理体制について検討を進める。

4 米内浄水場(夜間)運転管理業務【浄水課】

【取組工程表】



【進捗状況】

浄水場の夜間の運転管理については、平成 23 年4月から 26 年3月までの3カ年の長期継続契約を 23 年 1 月に締結した。平成 23 年度は、水源である米内川の四季の水質変化に配慮しながら浄水技術の指導を行うため宿直者を配置。25 年度は民間委託の技術力を検証しながら土・日曜日、休日の全日委託への拡大に向けて検討することとしている。

5 学校給食調理業務(小学校・自校方式)【学務教職員課】

【取組工程表】



【進捗状況】

自校方式調理場の委託については、当初平成 23 年度中に策定予定であった、今後の市学校給食の基本方針の一つとして位置づけることとしているが、関係機関との協議等の実施に遅れが生じたため、引き続き 24 年度内の策定を目指し作業を行っている。

6 ポンプ場維持管理事業、終末処理場維持管理事業、下水管渠施設維持管理事業

【下水道施設管理課】

【取組工程表】

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
<p><終末処理場維持管理事業></p> <p>・汚泥処理業務</p> <p>委託</p> <p>処理場機能廃止</p>				
<p>・汚水処理業務</p> <p>直営継続</p> <p>処理場機能廃止</p>				
<p><ポンプ場維持管理事業></p> <p>・ポンプ場等遠隔監視・遠隔操作業務</p> <p>委託諸準備</p> <p>委託</p>				
<p>・ポンプ場維持管理業務</p> <p>委託諸準備</p> <p>委託</p>				
<p>・雨水高速処理施設運転管理業務</p> <p>委託諸準備</p> <p>委託</p>				
<p><下水管渠施設維持管理事業></p> <p>・下水管渠施設維持管理業務</p> <p>委託諸準備</p> <p>平成26年度以降可能部分から委託</p>				

【進捗状況】

○終末処理場維持管理事業

- ・平成 25 年度の流域下水道接続により、中川原終末処理場は廃止する。
- ・終末処理場維持管理事業のうち汚泥処理業務は、25 年度の終末処理場廃止までは委託する。
- ・終末処理場維持管理事業のうち汚水処理業務は、終末処理場の廃止まで現状を維持する。

○ポンプ場維持管理事業

- ・平成 24 年度完成予定の雨水高速処理施設の運転管理業務と併せて、ポンプ場等の遠隔監視・遠隔操作業務は委託する。

ただし、ポンプ場維持管理業務については、ポンプ施設の老朽化により、施設機器の性能が著しく低下し、機能が十分発揮していない状況から施設の改築更新後に委託する予定である。

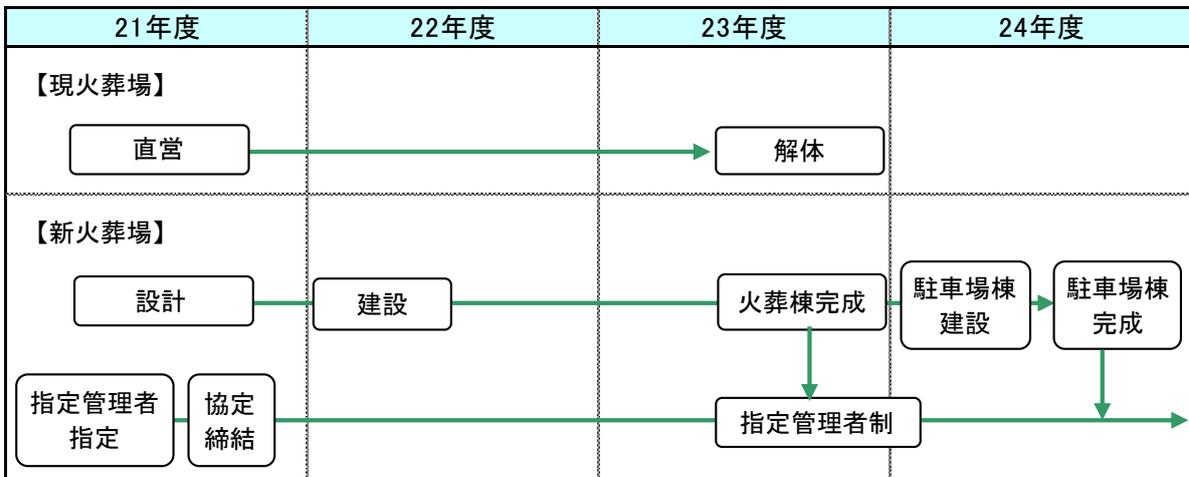
○下水管渠施設維持管理事業

- ・事後保全から予防保全的維持管理に移行することを目指し、平成 26 年度以降可能な部分から段階的に移行する。
- ・予防保全的維持管理への円滑な移行を図るため、当面、維持班業務は日常点検業務を主体として、苦情要望等及び災害時等の緊急対応を併せて業務を行うものとし、経営状況を見ながら委託と直営業務併用の維持管理業務を検討していく。
- ・今日の厳しい経営状況では、緊急時の機動力確保、サービス水準の確保、市民対応の必要性から維持班は存続させていくことが必要である。

II 公共施設の管理運営の方向性について

1 盛岡市斎場やすらぎの丘【市民登録課】

【取組工程表】

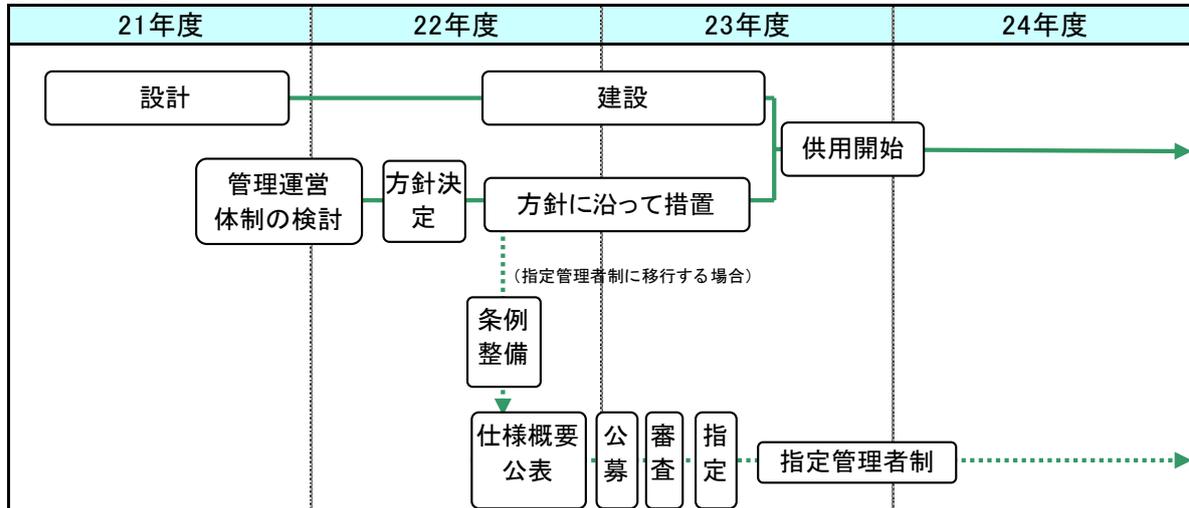


【進捗状況】

新施設の設計・建設から完成後の維持管理・運営(指定管理者制度)までの一連の業務について、民間活力を導入する DBO 方式により実施することとし、公募型プロポーザル方式により事業者の募集・選定を行い、優先交渉権者に決定した事業者グループと平成 21 年 6 月に基本契約を締結、工事請負契約と指定管理者の指定に係る議案が市議会 9 月定例会において議決され、22 年 7 月に着工、24 年 2 月に火葬棟を部分供用開始した。24 年 10 月に全面供用開始の予定である。

2 盛岡ふれあい覆馬場プラザ【景観政策推進事務局】

【取組工程表】

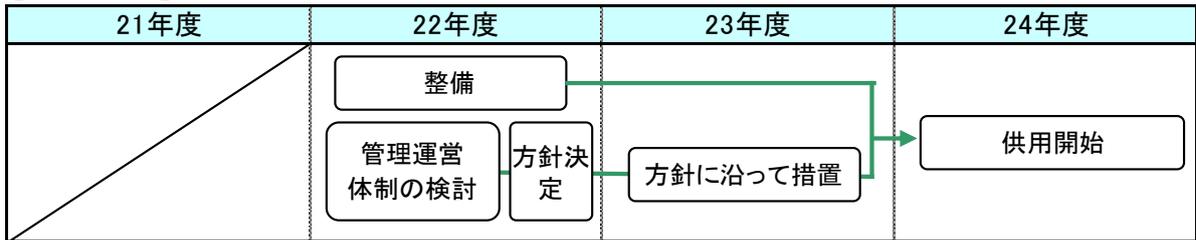


【進捗状況】

平成 22 年度における国の補助金制度の見直しや東日本大震災による被災により、工程の見直しを行い、平成 23 年度に建設工事に着手した。また、管理運営に関しては、指定管理者制度を導入することとし、平成 24 年 6 月 1 日から供用開始する。

3 築川老人福祉センター・川目児童センター築川分室【高齢者支援室】

【取組工程表】

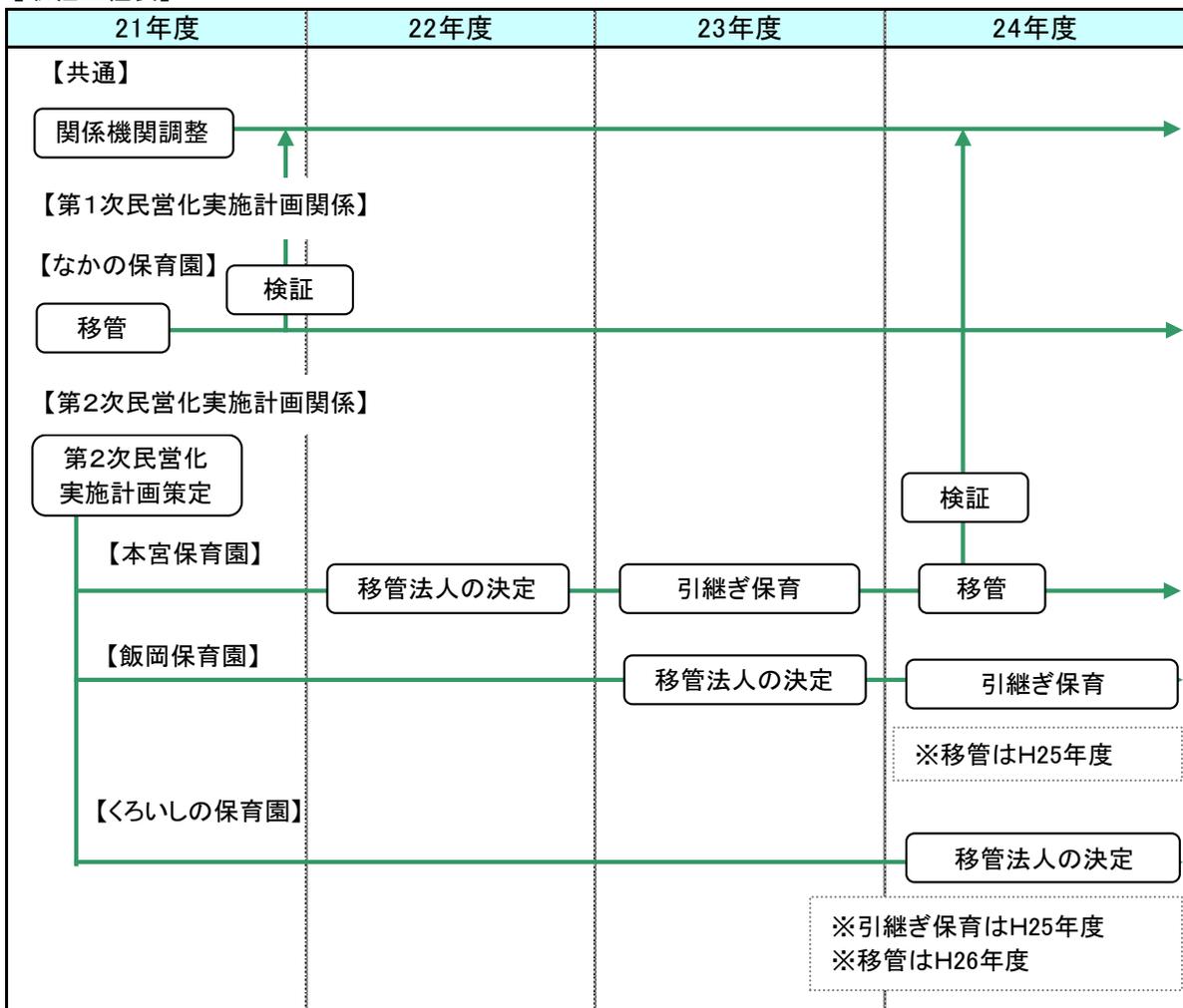


【進捗状況】

センター施設は平成24年3月に完成。管理運営に関しては指定管理者制度を導入することとし、同年4月からは盛岡市社会福祉事業団を指定管理者として供用を開始した。

4 保育所【児童福祉課】

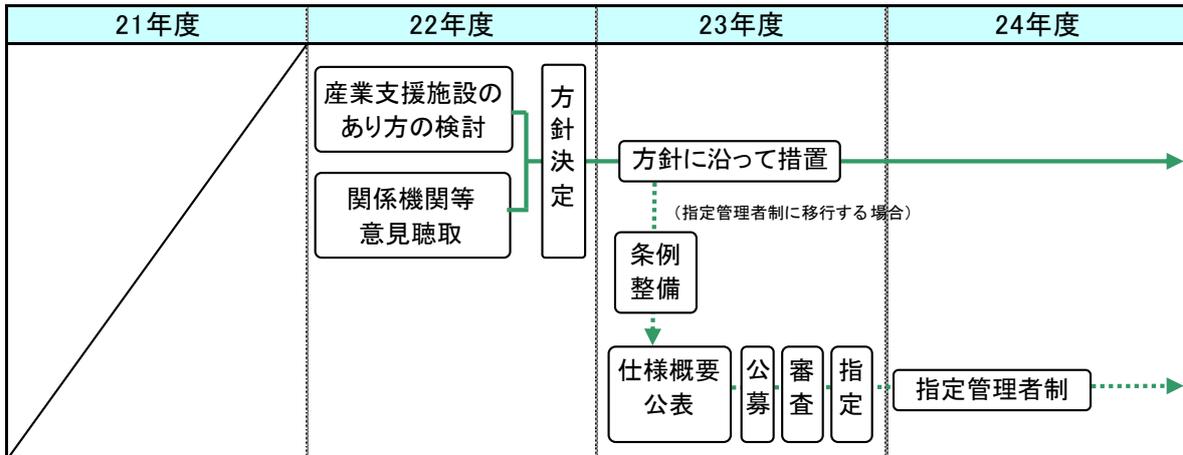
【取組工程表】



【進捗状況】

本宮保育園については、工程表どおり平成24年4月に民営化移管。
 飯岡保育園の移管法人については、23年度に決定し、24年4月から引継ぎ保育を実施。(移管法人から保育士を派遣。)
 くろいしの保育園の移管法人については、24年8月を目途に決定する予定。

5 産業支援センター【企業立地雇用課】
【取組工程表】

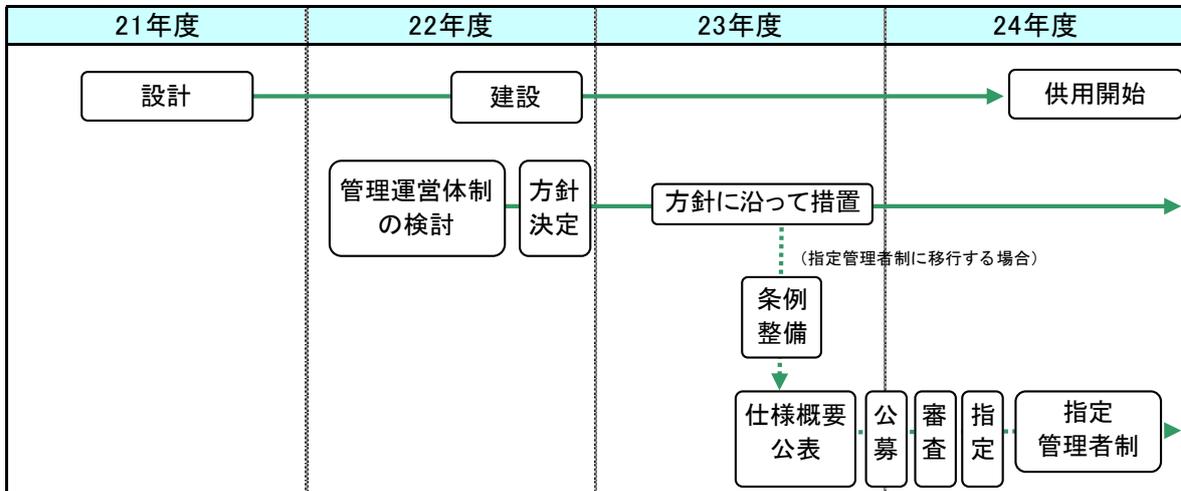


【進捗状況】

平成 24 年度に指定管理者制度に移行することとし、23 年 10 月議会で条例改正を行った。その後、指定管理者を募集したが、審査の結果、候補者を選定することができなかった。このため、平成 24 年度に再度移行の手続きを行ったうえ、平成 25 年度からの指定管理制移行を目指す。

6 (仮称)有機物資源活用施設【産業振興課】

【取組工程表】

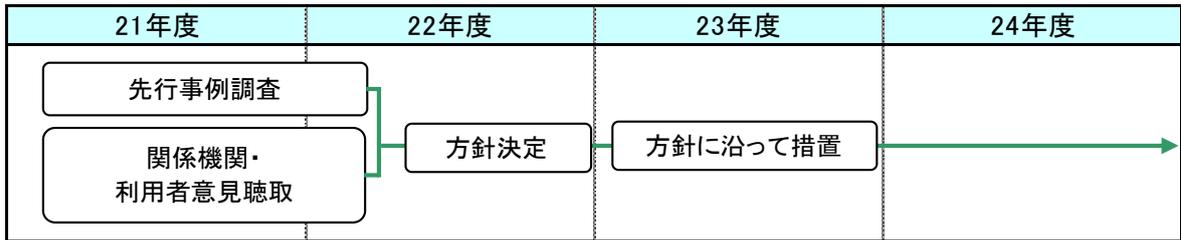


【進捗状況】

平成 22 年河川工事、23 年度造成工事・建築一期工事を実施、24 年度建築二期工事予定。
 管理運営体制については、庁内関係課で協議の結果、23 年 11 月に指定管理としないこととなり、市直営施設としてのあり方について 24 年度中に決定するため、施設利用希望農家及び関係機関と協議中である。なお、施設が本格稼働する 26 年度まで市直営とするが、将来的に委託による運営も視野に入れ、27 年度を目標に委託等による運営手法を検討することとしている。

7 川目生活改善センター【農政課】

【取組工程表】

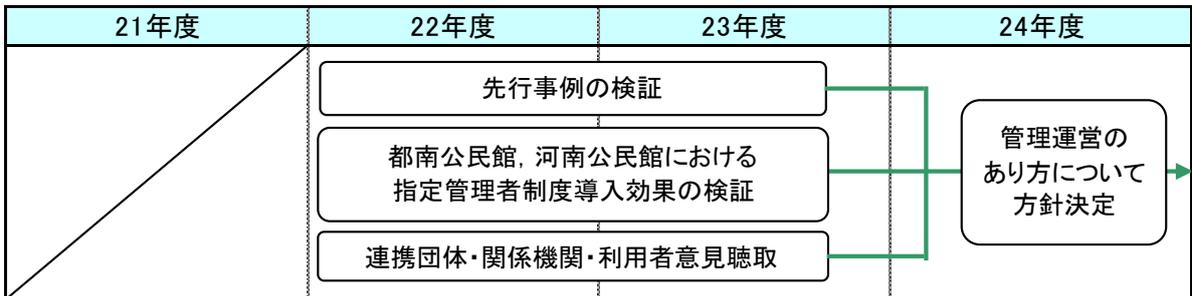


【進捗状況】

平成23年2月末に川目生活改善センターの今後の管理について、地元町内会と協議を行った。
 23年6月末に管理運営を指定管理者が行う方針が固まったことから、10月議会で指定管理移行等に係る条例改正議決後、11月から12月にかけて指定管理者候補者を募集し、1月中旬に指定に係る公開審査を実施した。その後、1月下旬に、指定管理者候補者を決定し、平成24年3月議会において指定管理者の指定について可決。24年4月1日から指定管理者制度へ移行。

8 上田公民館, 西部公民館【生涯学習課】

【取組工程表】

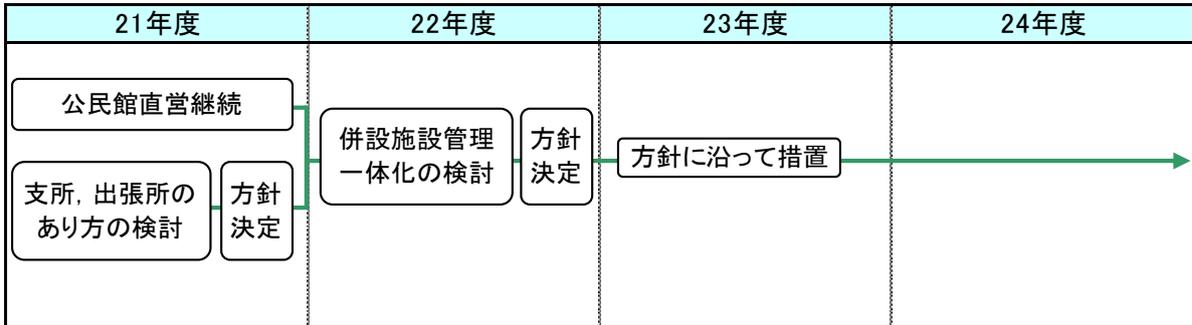


【進捗状況】

指定管理者制度導入の効果の見極めについて、平成22年度までの実施結果の比較検証等を行ってきた。今後、平成23年度の実施結果及び平成24年度実施予定事業の比較検討を行うほか、関係機関からの意見聴取や、指定管理者の状況などを見極めて、管理運営のあり方について、平成24年度中に方針を決定する。

9 飯岡地区公民館・飯岡農業構造改善センター・飯岡体育館/乙部地区公民館・乙部農業構造改善センター・乙部体育館/好摩地区公民館・就業改善センター/玉山地区公民館・玉山生活改善センター・玉山健康増進センター/薮川地区公民館 【生涯学習課】

【取組工程表】

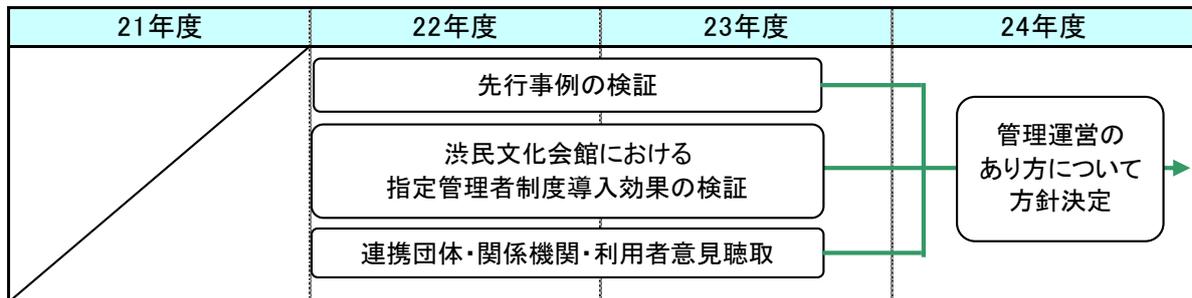


【進捗状況】

併設されている公民館等については、職員は、出張所の併任であることから、指定管理者制度を導入することにより、人的体制が非効率となり、経済的なデメリットが予想されるため、当面直営による管理運営を継続することとした。

10 渋民公民館, 渋民図書館 【生涯学習課】

【取組工程表】

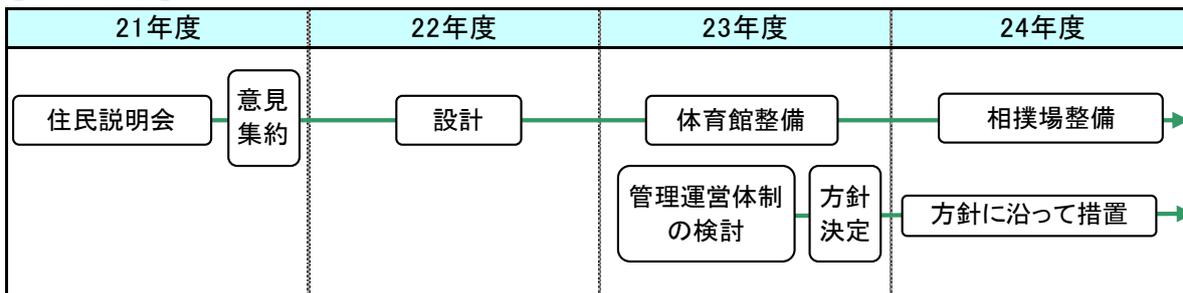


【進捗状況】

渋民公民館, 渋民図書館については、渋民文化会館との複合施設であり、公民館事業との連携を図るなど、一体的な運営がなされている。渋民文化会館における指定管理制度の導入結果を検証するほか、同様な併設施設館の都南公民館・河南公民館の指定管理の状況の検証を行ってきた
今後、関係機関からの意見聴取を実施するほか、指定管理者の状況などを見極め管理運営のあり方について平成24年度中に方針を決定する。

11 好摩体育館【スポーツ推進課】

【取組工程表】



【進捗状況】

これまで地域の方々と意見交換をしながら構築してきた整備案を可能な限り実現するため、建築関連規制を踏まえた調整などに時間を要したが、地域の方々の御理解と御協力により、予定どおり設計に着手することができた。

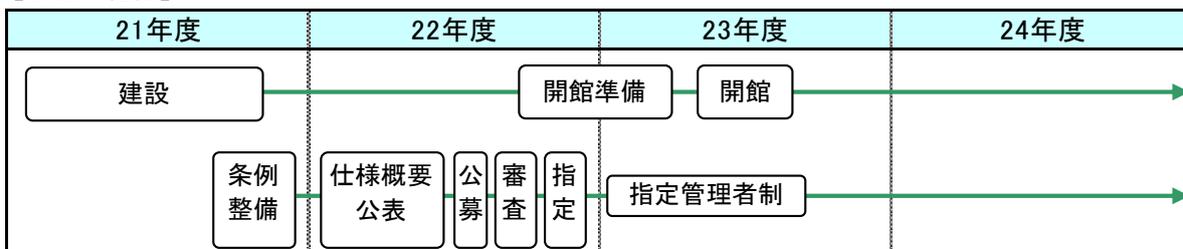
設計に関しては、地域との意見交換会に受託業者も加え、わかりやすい説明に努め、地域の理解を得ながら進めた。

施設整備については、平成 23 年 10 月に工事着手し、平成 24 年 11 月の完成を予定している。

また、管理運営体制については、好摩体育館に隣接し、現在、指定管理を行っているテニスコート及び相撲場を含めた効率的な管理体制の検討が必要であることから、指定管理期間である平成 24 年度及び平成 25 年度は、現行の体制を継続することとし、その後の管理運営体制については、平成 24 年内に方針決定する。

12 もりおか歴史文化館【歴史文化課】

【取組工程表】



【進捗状況】

施設の建設については、平成 20 年度から実施、建物部分については 22 年3月に完了し、22 年度～23 年度に外構工事を実施。23 年6月完成。

条例整備については、22 年3月議会で可決し、22 年度に指定管理者の指定の手続きをし、23 年4月1日から指定管理を実施。

23 年7月1日開館。